

第三者適合認証の実施 ENERGY STAR® 製品	
件名: 製品適合認証状態維持の責務	指令番号: 2014-01
	日付: 4/1/2014

EPA 認識の条件を満たすため、認証機関(CB)は ENERGY STAR 製品製造者パートナー(ENERGY STAR ブランドオーナー)として記載の組織へ積極的なコンタクトを図ることを必須とし、認証された製品を EPA に提出する責務を保持する。CB はまた、製品の有効性を確認する為、ENERGY STAR 製品リストが正確な内容で保持すること、認証試験がすみやかに実施されることについての責務を負うこととする。CB は EPA に 5 営業日以内に、いかなるパートナーが CB からの情報や行動要請に対して無責任もしくは非協力的であるかを判断し EPA に報告することが要求されている。

正確な顧客連絡先を保持する

ENERGY STAR ブランドオーナーは、幾多の異なる個人が最初の製品認証およびその後続く製品発売後の認証試験に責務を負うことと認識しているかもしれない。多くの場合、最初の認証は、元々の部品製造元(OEM)によって進められ米国外で行われ、認証試験は ENERGY STAR ブランドオーナーの責務である。製品の適合認証の際またはその直後、CB はブランドオーナーが認証試験を促進するための担当者連絡先を確実に提供することが必須とされている。この連絡先情報はブランドオーナー認可が得られるのと同時に入手できるようになる。

製品の既存情報の保持

指令 2011-06 により、CB の責務の一部である認証試験の実施は、現在米国で販売されている製品を選択している。したがって CB は米国にて販売されている認証モデルの既存の製品情報を保持するよう要請されている¹。CB が EPA に提出するデータが的確かつ最新であることを保証し、CB はすべての既存の認証適合製品についてブランドオーナーと共に米国での製品の販売状況を確認するべきとしている。この販売状況情報は ENERGY STAR ブランドオーナーから最低年に 1 回をベースに入手するべきものとする。

- もし製品の販売が中止もしくは製造されなくなったが米国市場では入手可能な製品については、製品は入手できるものとみなし、認証試験のために調達すべきものとする。
- もし製品が米国市場で商用に存在せず、陳列棚もしくは米国内の保管庫や流通センターでも入手不可能な場合、入手できるものとして示されるべきではない²。
- 製品の製造工程もしくは保管庫での調達が望ましい製品については CB は、認証試験期間内に試験を実施するための生産スケジュールの更新情報を入手すべきものとする。

明白な料金体系の保持

ISO/IEC 17065 のセクション 4.6 の EPA が認証機関の認識についての条件と基準について言及していることは、CB は認証サービスの料金に関するすべての情報を開示しなければならないとしている。

¹ 認証機関の認識についての条件と基準につき、CB は製品が関連の ENERGY STAR 製品仕様を満たさなくなる結果を引き起こすいかなる変更についての情報収集をすることを要請されている。

² もし製品販売の日付が不明な場合、CB は XML ウェブサービスの 4 年先の日付を EPA に報告し、日付がわかった場合もしくは毎年製品発売の再評価の間に日付を変更するものとする。

ENERGY STAR の目的として、ここには ENERGY STAR 認証に関連する(つまりは認証試験、ENERGY STAR 適合認証製品リストからの製品の削除および関連した ENERGY STAR ブランドオーナーの変更を含む既存認証のデータ編集など)すべての料金が含まれている。